

# 身体障害者等の軽自動車税の減免制度について

## 1、申請の区分

減免申請には、次の3つの区分があり、それぞれ減免の要件や手続きが異なります。

●本人運転	身体障害者及び戦傷病者本人が運転する場合
●家族運転	身体障害者等と住居及び生計を一にする方が運転する場合
●常時介護者運転	身体障害者等(*)を常時介護する方が運転する場合 (*)「障害者のみの世帯(単身世帯を含む。)」又は「70歳以上の方(若しくは未成年者)と障害者のみで構成される世帯」に限ります。なお、ここでいう「障害者」とは、「2の要件1に掲げる等級の障害者手帳を所持する方」のことをいいます。

## 2、減免の区分

要件1 減免の対象となる身体障害者等

所有者		本人運転	家族運転・常時介護者運転	
障害の区分		本人	本人・家族	
身体障害者手帳所持者	視覚障害	1級～4級	左に同じ	
	聴覚障害	2級・3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上肢不自由	1級・2級	左に同じ	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	左に同じ
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害	1級・3級	左に同じ	
	腎臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸の機能障害			
免疫機能障害	1級～3級			
肝臓機能障害				
療育手帳所持者		障害の程度A		
精神障害者保健福祉手帳所持者		1級		
戦傷病者手帳	別に規定がありますので下記にお問い合わせください。			

※普通自動車税の減免は、山梨県自動車税センターへお問い合わせください。(055-262-4662)

〒408-0188  
山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1  
北杜市役所総務部税務課市民税担当  
TEL 0551-42-1313